

瑞穂監第42号  
平成23年10月31日

瑞穂市長  
堀孝正様

瑞穂市議会  
議長星川睦枝様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 小寺 徹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民窓口課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

「市民窓口課」における平成23年4月1日から平成23年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「巢南庁舎管理」についての事務処理手順等の監査を行った。

市民窓口課は、課長以下3名と補助職員2名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること
- (2) 住民基本台帳に関すること
- (3) 印鑑登録・証明に関すること
- (4) 埋火葬許可に関すること
- (5) 選挙事務（不在者・期日前投票）に関すること
- (6) 市税等の収納に関すること
- (7) 市税の諸証明に関すること
- (8) 市関連利用料金等の収納に関すること
- (9) 国民健康保険に関すること
- (10) 国民年金に関すること
- (11) 後期高齢者医療保険に関すること
- (12) 福祉医療に関すること
- (13) 児童福祉に関すること
- (14) 老人福祉に関すること
- (15) 介護保険に関すること
- (16) 障害者福祉に関すること
- (17) 保健に関すること
- (18) 巢南庁舎の施設管理に関すること
- (19) 公用車の管理に関すること
- (20) 庁舎間及び庁舎内連絡調整に関すること
- (21) 文書の收受及び発送に関すること
- (22) その他

市庁舎が分かれているために行っている事務がほとんどであり、独自の事務は(18)と(20)である。

#### 2 監査の実施日

平成23年10月6日（木）

#### 3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、「市民窓口課」から提出された資料を基に説明を求めるとともに、現地で現金取扱と保管状況、消耗品在庫保管状況等通常実施すべき監査手続を実施した。

また、庁舎管理については、「市民窓口課」から提出された資料の説明を求め、監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 財務について

財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成23年8月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
歳入	1,469,000	1,755,230	119.5
歳出	51,090,000	18,816,439	36.8

なお、歳入については、予算措置されていない戸籍住民基本台帳手数料収入が含まれるため高くなっている。

### 2 庁舎管理等について

庁舎管理は、今後次のことをお願いしたい。

- (1) 庁舎管理における業者の委託金額はいずれも前年度を下回っている。今後も適正な積算に努められ、引き続き経費の削減に努力いただきたい。
- (2) 現在、日直業務を2人体制で行っているが、休日勤務を要する部署があるため日程調整に苦慮しているということなので、外部委託等も考慮して、関係部署と協議・検討してよりよい体制を構築いただきたい。
- (3) 昨年度の長時間にわたる停電を反省に、非常用発電機と無停電電源装置を繋ぐ工事を実施してみえるが、災害時には拠点となる施設なので、穂積庁舎の整備状況を確認するなどして、万全を期されたい。
- (4) 職員及び補助職員が窓口収納現金を取扱ってみえるが、瑞穂市会計規則に定める会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。現在、会計課に指摘してあるので、その結果を受けて適切に対処願いたい。
- (5) 消耗品等の管理は、受払い簿により毎日確認されており、今後も規則に基づいた管理をお願いしたい。

以上